○○土地改良区役員並びに総代の報酬及び費用弁償に関する規程

　（趣旨）

第１条　この土地改良区の役員報酬並びに役員、総代及び規約に定める委員（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給方法については、この規程の定めるところによる。

　（役員の報酬額及び支給方法）

第２条　役員の報酬年額は、予算の定めるところにより、別表第１号表の範囲内で支給することができる。

２　役員の報酬は、その年度分を〇月と〇月に分けて支給することができる。

ただし、常勤役員については、この規程にかかわらず職員の給与に関する規程を準用し、月割りにしてこれを支給することができる。

３　新たに就任又は退職、死亡した役員の報酬は、月割りにて計算し支給する。

ただし、その職を離れた月に再びその職に就いたときは、重ねてその月の報酬は支給しない。

４　役員の交替により、報酬額が変わる場合は、報酬額の多い方を優先に月割りにて計算し支給する。

５　同一人が２以上の受給資格を有する場合は、報酬額の多い方のみを支給する。

　（退職給与金）

第３条　役員等が退職又は死亡した場合においては、退職給与金又は死亡給与金を支給することができる。なお額は、退職給与規程で定める。

　（費用弁済）

第４条　役員等が会議又は委員会の招集に応じたときは、別表第２号表に定める額の範囲内で日当を弁償することができる。

　（旅費）

第５条　役員等が公務のため旅行に要する旅費は、別表第２号表に予算に定める額の範囲内で支給する。

２　路程の計算は、この土地改良区事務所を起点として計算する。

３　宿泊料は夜数、日当は日数に応じて支給する。

　（費用弁済の計算方法）

第６条　一日に二つ以上の会議に招集されたとき、又は、会議に招集された日に出張したときには、いずれかの一つと計算し、実費弁償を支給する。

　（費用弁済の支払方法）

第７条　費用弁償及び旅費は概算払いを請求することができる。

２　概算払いを受けたときは、旅行を終えた後、直ちに精算しなければならない。

（適用除外）

第８条　理事及び監事の報酬は、公務員のうち一般職にあるものについては、これを支給しない。

　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

　附　則

　この規程の一部改正は、令和○年○月○日から施行する。

【備考】

予算の執行権は、理事会に委ねられているにもかかわらず、役員報酬等の決定を特に規約例第19条において総代会決定事項として規定しているのは、役員自らのお手盛りを防ぐためである。また、規程を作成しても、毎年度役員報酬議案を総（代）会に個別議案として議決を経る必要がある。

別表第１号表

役員報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　名 | 報酬額 | 年額・月額区分 |
| 理事長 | 円 | 年　額 |
| 副理事長 |  | 〃 |
| 理　　事 |  | 〃 |
| 総括監事 |  | 〃 |
| 監　　事 |  | 〃 |

別表第２号表

　費用弁償額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　名 | 会議招集１回につき |  |
| 理　事 | 円 |
| 監　事 |  |
| 委　員 |  |
| 総　代 |  |

旅　費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　名 | 鉄道賃 | 船　賃 | 車　賃 | 日　当 | 宿泊代 |
| 理事、監事 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 委員、総代 |  |  |  |  |  |

【備考】

１　土地改良区旅費規程がある場合は削除する。

２　土地改良区旅費規程がないときは、市町村等の旅費規程を準用する旨の規程を作成することが望ましい。